



® 平成 29 年 10 月 4 日 (水)
No. 14542 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例④
よく見られる日常生活用品の意匠の類否判断の基準に関する研究 (1)

中国2016年知財に関する重要判例④

よく見られる日常生活用品の意匠の類否判断の 基準に関する研究

—上海晨光文具股份有限公司が得力集团有限公司などを訴えた事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 王 洪亮

目次

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判定

III よく見られる日常生活用品の意匠の類否判断 の基準に関する研究

おわりに



太陽国際特許事務所

知的財産ビジネス支援の専門職集団
特許業務法人

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志(副所長)
清武 史郎*
堀江 千鶴*
堀江 英博*
針間 一成*
針間 淳一*
高橋 尚子*
高橋 元浩*
河内 英男*
中村 明敬*
江口 和敬*
江口 敬子*
上野 敏正*
片倉 孝治

木村 直樹*
加藤 雅嗣*
大塚 映美也*
横山 伯行*
佐伯 秀理*
石田 規道*
三島 広洋*
長谷川 博英*
黒田 智英*
北島 慎彦*
中野 治彦*
宮野 夏直*
佐野 直仁*
村野 愛*
鈴木 勲将

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳(副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*
佐久間 治子*
小早川 佳紀*
山口 真奈*
大古 崎季*
大松 明大*
崎 明和*
島山 幸明*
小林 達也*
橋原 雄一郎*
原 庄太郎*
藤田 健

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一*
上條 紀子*
下田 津貴*
世 美貴*
世 修一*
世 崇一*
世 貴介*
世 恒夫*
世 昌和*
世 貴知*
世 達郎

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂*
渡邊 裕子*
中川 彰子*
村尾 招子*
桐澤 優子*
宮内 優子*
長崎 さえ*
森 知愛*
高橋 正也*
土井 徹也

【米国特許弁理士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
崔 成哲
【韓国弁理士】
金 駿河
【弁理士】
中野 浩和

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ：横浜市 USオフィス：米国バージニア州

*特定侵害訴訟代理業務付記

はじめに

本事件は、上海知的財産裁判所が公表した「2016年上海知的財産裁判所における10大知的財産権事件」、かつ「2016年中国裁判所における10大知的財産権事件」の1件として選出されたものである。本事件の原告上海晨光文具股份有限公司及び被告得力集团有限公司は、いずれも中国国内で比較的大きな影響力を持つ文具製造企業である。

係争製品は、日常生活の中でよく見られるペン類製品であり、その意匠権侵害に対する判断は、大きな主観的要因の影響を受けている。本事件では意匠の類否判断の客観的基準についての検討を行っているが、被疑侵害製品と本事件の登録意匠との類似性を考慮しているだけではなく、その差異性についても考慮している。同一のデザイン特徴と相違するデザイン特徴が全体の視覚的效果にもたらす影響について、それぞれ分析を経て結論を出しており、一般生活の中でよく見られる物品の意匠の類似性に対する認定に対して、参照的意義を持っている。

I 事件の概況

1. 基本情報

一審原告：上海晨光文具股份有限公司

一審被告1：得力集团有限公司

一審被告2：济南坤森商貿有限公司

判決の情報

一審 上海知的財産裁判所(2016)滬73民初字第113号民事判決書

2. 事件の経緯

上海晨光文具股份有限公司(以下「晨光公司」という)は、名称「ペン(AGP67101)」の意匠権(意匠番号：ZL200930231150.3)(以下「登録意匠」という)の意匠権者で、当該意匠の出願日は2009年11月26日で、権利付与公告日は2010年7月21日である。晨光公司是、得力集团有限公司(以下「得力公司」という)が得力思達A32160波普風尚中性ペン(以下「被疑侵害製品」という)を製造・販

売し、济南坤森商貿有限公司(以下「坤森公司」という)がTモール(天猫商城)で当該製品の販売・販売の申出をしているのを見付けた。晨光公司是、当該製品とその意匠製品が同一製品に該当し、かつ、その意匠も類似して、得力公司及坤森公司の行為がその意匠権侵害を構成するとして、得力公司に対して、その経済的損失180万元及び権利侵害を制止するために支払った合理的費用20万元の賠償金の支払いを求めて、上海知的財産裁判所に訴訟を提起した。

得力公司是、被疑侵害製品について自社が確かに製造・販売したものであるものの、当該製品と晨光公司の意匠権とは類似せず、その行為はその意匠権に対する侵害を構成しないと弁明した。また、権利侵害を構成するとしても、晨光公司が求めた賠償金額及び合理的費用は高すぎると主張した。晨光公司の請求には、事実的かつ法的根拠がないとして、上海知的財産裁判所にその全ての訴訟請求の棄却を求めた。坤森公司是、如何なる答弁もしなかった。

上海知的財産裁判所は、審理を経て、次のとおり判示した。登録意匠におけるペン軸本体の形状、ペン軸先端の形状、キャップ本体の形状、キャップ先端の形状、キャップのペン軸に対する長さ、クリップとキャップとの間の連結方式、キャップよりクリップが長いといったデザイン特徴により、登録意匠のデザインスタイルが全体的に確定され、かかるデザイン特徴はいずれも被疑侵害意匠に含まれている。したがって、両者は、全体的なデザインスタイル及び主要なデザイン特徴において類似する。被疑侵害意匠と登録意匠との間には4つの相違するデザイン特徴が存在し、全体の視覚的效果に対する影響は限られており、全体の視覚的效果に実質的な差異をもたらしていない。また、登録意匠の簡単な説明においては、色彩の保護を明確に要求せず、かつ、図面又は写真に示された登録意匠からみても、形状による明暗、濃淡の変化などから形成される模様が見られない。したがって、権利侵害判断において、色彩、模様要素を考慮すべきではない。被疑侵害意匠において、登録意匠と類似する形状が採用されているほか、追加された色彩、模様などの要素は、余分に追加